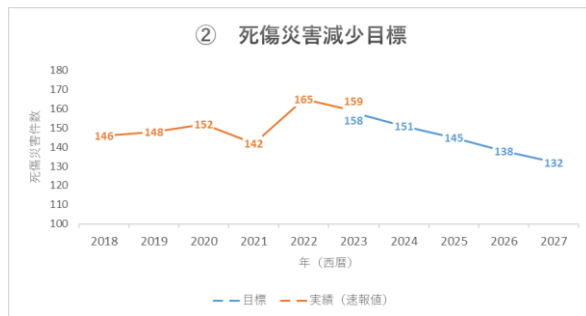
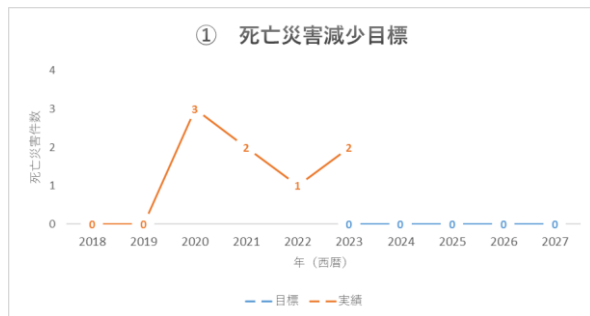


下松労働基準監督署 労働災害防止 5か年計画（2023年度～2027年度）

下松労働基準監督署では、厚生労働省で策定された第14次労働災害防止計画に基づき、労働災害防止に関する5か年計画（以下、「5か年計画」といいます。）を策定し、労働災害の減少に関する目標及び労働者の協力を得て事業者が取り組む事項を定めました。

目標① 死亡災害について、0件（発生させないこと）とします。

目標② 休業4日以上**の死傷災害**について、5か年で2割を減少させます。



5か年計画で定めた2027年の目標の達成に向けて、事業者の取組事項及び第14次労働災害防止計画の実施事項（裏面下部に概要を記載しています。）を重点的に推進することとしています。

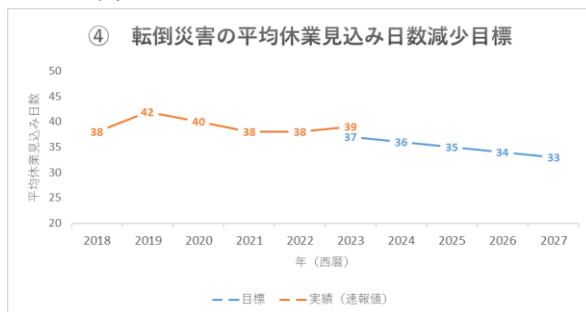
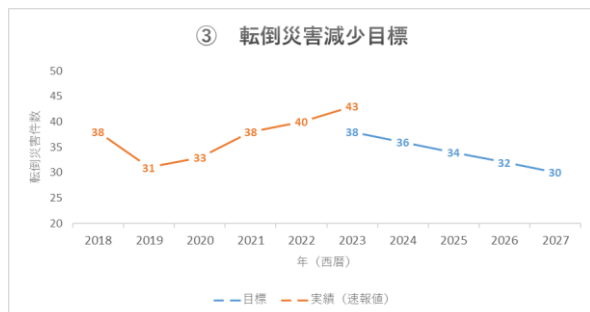
I 労働者の**作業行動に起因する**労働災害減少目標及び取組事項

目標③ 転倒災害について、増加に歯止めをかけます。

目標④ 転倒災害の平均**休業見込み日数**について、5か年で1割を減少させます。

【取組事項】

- ・転倒災害は、対策を講ずべきリスクであることの認識の必要性について認識する。
- ・転倒しにくい環境づくり（ハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施等のソフト対策）に取り組む。

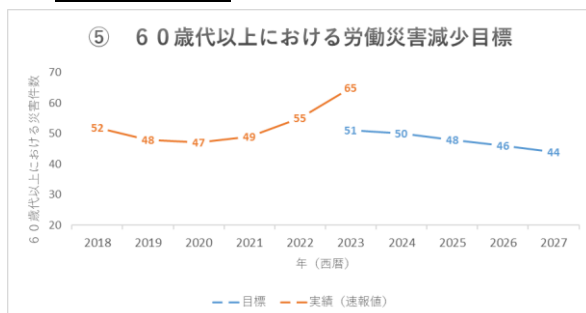


II 高年齢労働者の労働災害減少目標及び取組事項

目標⑤ 60歳代以上における労働災害について、増加に歯止めをかけます。

【取組事項】

- ・エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策を推進する。
- ・個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。



III

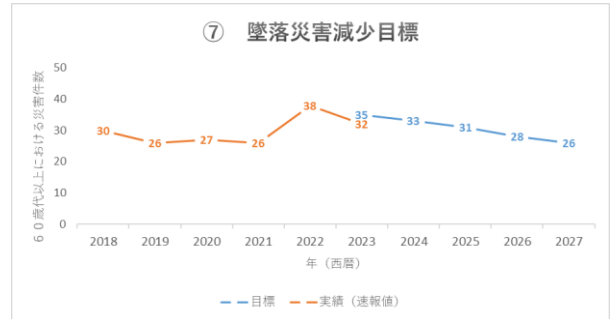
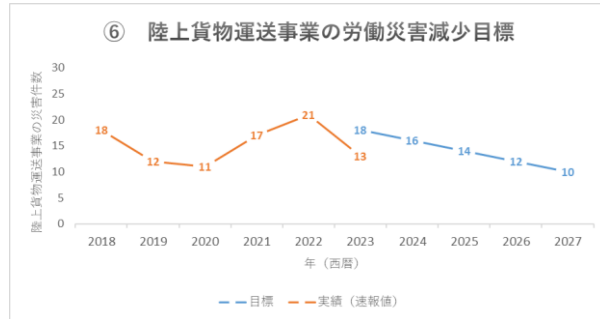
業種別の労働災害減少目標及び取組事項

目標⑥ 陸上貨物運送事業の労働災害について、増加に歯止めをかけます。

目標⑦ 製造業・建設業・陸上貨物運送事業・商業で多く発生している墜落災害について、増加に歯止めをかけます。

【取組事項】

- ・陸上貨物運送事業の事業者のみでなく、荷主等の事業者においても、荷役作業の安全対策ガイドライン・交通労働災害防止のためのガイドラインを踏まえた対策を推進する。
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等を実施する。

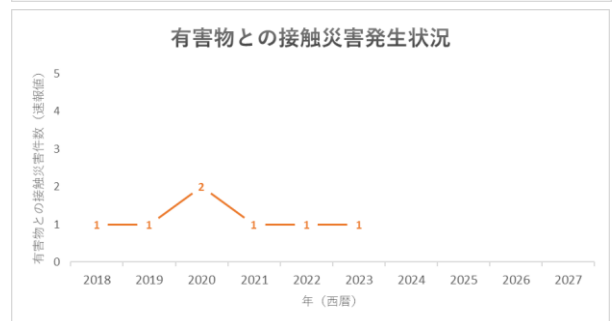
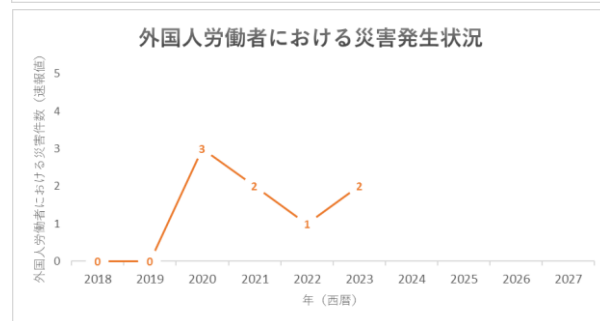
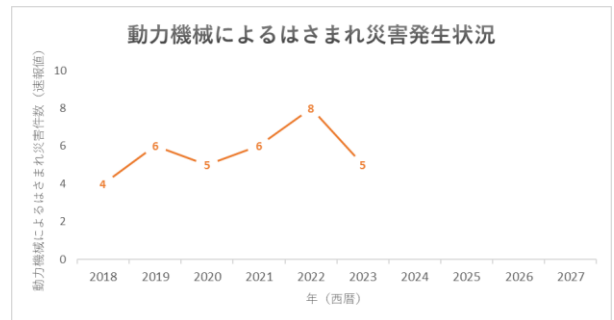
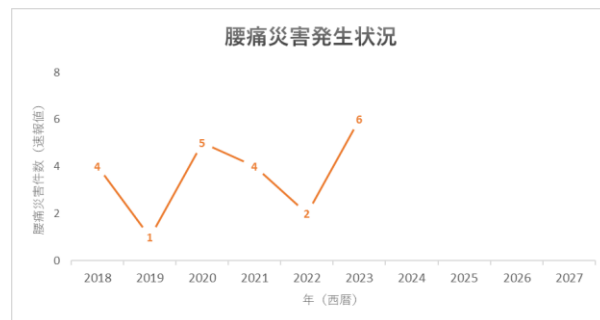


IV

その他の重点推進事項

5か年計画による減少目標のほか、第14次労働災害防止計画において策定されている事項に関する労働災害発生状況は、次のとおりです。

これらの項目については、5か年計画においては具体的な数値目標を設定していませんが、第14次労働災害防止計画に基づく実施事項に応じて、減少させることを目指します。



V

第14次労働災害防止計画の概要（8つの実施事項）

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の災害行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進